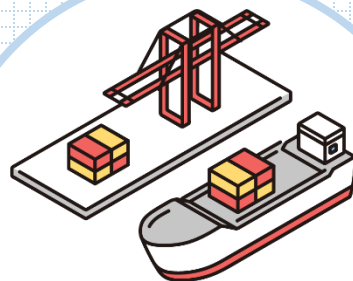


輸出の取組を拡大しませんか？

輸出の拡大に向けて、海外の規制・ニーズ対応した生産への転換、流通体系の構築等の取組を支援します！



EUでニーズのある**有機栽培**に転換したい



地方港を利用して輸送時間を短縮したい

生産の転換

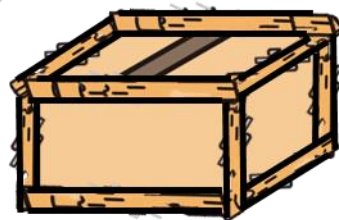
物流体系の構築



地域の関係者で組織する輸出促進体制の下で課題を解決



輸出用に**低コスト品種**を試験栽培したい



輸出用の**強化段ボール**を開発したい

R8年度当初予算

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

TEL:03-6744-7172

Mail:gfp_daikibo@maff.go.jp



令和8年度当初予算 大規模輸出産地モデル形成等支援事業



規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、**地域の関係事業者で組織する輸出促進体制**の下、海外の規制・ニーズに対応した**生産及び流通体系への転換**に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成を複数年にわたり総合的に支援します。

Point
補助事業を実施するにあたり、以下の3つの項目を実施いただく必要があります

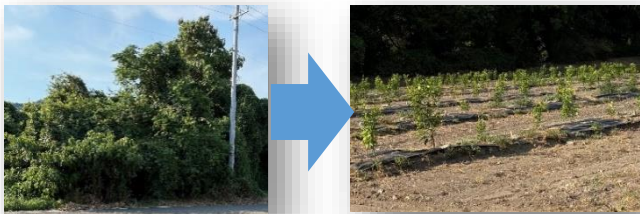
(必須項目①)輸出促進体制の組織化

- 事業実施者
- ① 都道府県
または
 - ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

(必須項目②)生産の転換

取組イメージ

遊休農地等の活用による輸出向け生産拡大



付加価値の高い有機農産物等の生産・輸出の拡大



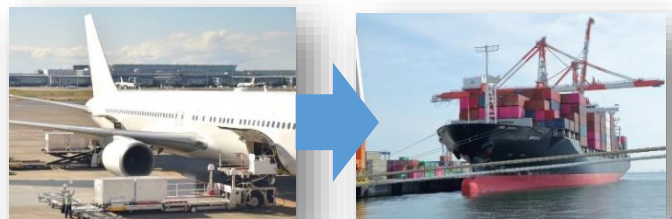
(必須項目③)流通の転換

取組イメージ

産地リレー等による輸出向けロットの確保



空輸から船便による輸送コストの低減



予算額

3.2億円(事業者の事業費分)

補助対象
経費

備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費)、資機材費、消耗品費、ほ場管理費、情報発信費、研修等参加費、転送・保管費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費、転換等助成費等

補助率と
上限額

補助率:定額

補助上限額:一般 2,000万円

当該事業において

フラッグシップ輸出産地※1としての上限引き上げを新規に受ける場合
4,500万円※2

フラッグシップ輸出産地※1としての上限引き上げを過去に受けている場合
3,500万円



※1:認定を受けた品目と同一の品目で本事業を活用する場合

※2:認定要件は以下のとおり

○フラッグシップ輸出産地の認定を受けており初めて本事業の上限引き上げを希望する場合(以下、参考例)

- ①フラッグシップ輸出産地として認定を受けており、その産地の主たる事業者が本年度初めて本事業の申請を行う際に、補助上限枠の優遇措置を希望
- ②本事業の継続事業者で、過去の本事業の実施期間中にその事業者を含む産地がフラッグシップ輸出産地として認定され、本年度の申請にて、初めて補助上限枠の優遇措置を希望
- ③既にフラッグシップ輸出産地の認定を受けており、その産地の主たる事業者が、過去の年度は一般枠で本事業を遂行していたものの、本年度、初めて補助上限枠の優遇措置を希望
- ④既にフラッグシップ輸出産地の認定を受けており、過去の年度の公募時にフラッグシップ枠にて補助上限の優遇措置で申請したものの、審査の結果一般枠で採択となった事業者が、本年度補助上限枠の優遇措置を希望

ポイント
加算

農林水産省の各種事業と連携し、ポイント加算を受けられます！
(以下の取組をすることで、本事業の採択がされやすくなります)

＼認定を受けていれば※ポイント加算！／

- ・輸出事業計画
- ・地域計画
- ・環境負荷低減事業活動実施計画
- ・有機農業実施計画
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・生産方式革新事業活動の実施に関する計画
- ・農業経営発展計画


※一部計画については、認定を受けていることに加えて、別に定める要件を満たす必要があります。

＼事業を実施している場合はポイント加算！／

- ・輸出向けHACCP等対応施設整備緊急事業
- ・輸出物流構築緊急対策事業



事業のスケジュール（予定）

	事業者 (協議会または都道府県) 
2026年2月	・事業内容の説明 ・応募に関する事前相談 ※農水省、地方農政局等で対応
3月	
4月	
5月	農林水産省→事業者 事業者の公募 事業者の審査 事業者の採択
6月	事業実施計画の承認・補助金の交付決定
7月	事業の実施 (2027年3月上旬まで)

問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

TEL:03-6744-7172

Mail:gfp_daikibo@maff.go.jp



事業HP（農林水産省）